# 評価細目の第三者評価結果

(保育所)

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I −1 理念·基本方針

	第三者評価結果	コメント
I −1−(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I −1−(1)−① 理念、基本方針が明文化され周知が 図られている。	b	理念・基本方針は、パンフレット・入園のしおり・重要事項説明書に分かりやすく明示されており、入園説明会や入園式・懇談会等でも保護者に説明を行なっている。又、新任職員が入る都度、説明し職員への周知が図られている。パンフレットは年度毎見直しがされ、変更点の改訂等が行なわれる。

#### I −2 経営状況の把握

I −2−(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I −2−(1)−① 事業経営をとりまく環境と経営状況が 的確に把握・分析されている。	a	市内園長会議・市プロジェクト会議に参加し、動向に付いて把握している。又、法人としては、園長会での情報交換や当該地域の特徴や変化等の経営環境や課題を把握し、データ分析している。利用率等は中期計画に掲げられており、PDCAの展開が行なわれている。
I −2−(1)−② 経営課題を明確にし、具体的な取り 組みを進めている。	a	毎月の法人内園長会議に於いて職員数・園児数の報告・現状の報告・課題等を話し合っている。人員計画としては現状は不足が出ているが、全職員の正職員化を法人が進めている事から、多少滞っている。又、毎月の役員会で情報共有はされている。

#### I −3 事業計画の策定

Ⅰ-3 事業計画の東定			
I -3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I −3−(1)−① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	新たに策定された中期計画は、目標を絞り込み年間のベ園児数の目標数値を明確にする様、求められている。新設の保育園である事から改善のPDCAの展開はこれからであるが、評価・見直しを行ない成果を見極めたフォローを行なって欲しい。	
I −3−(1)−② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	年度の事業計画は、重点目標を掲げ数値目標も一部織り込まれながら、PDCAが展開できる様、準備されている。計画は経営課題から抽出されており、実行可能な課題を掲げ行事計画とはなっていない。	
I -3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I −3−(2)−① 事業計画の策定と実施状況の把握や 評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	事業計画は、職員の検討を踏まえて出された課題等を、園長/主任/2副主任の4者による決定会議に於いて策定されている。事業計画は毎月1回は職員会議で確認されており、評価/見直しが継続されている。	
I -3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、 理解を促している。	b	事業計画の周知(配布・掲示・説明はされていない。家族懇談会の中では話しはしている。今後、当保育園がより良い保育園となって行く為の方向付け等は明確に伝えられてはいない。例えば、要望の多い英語教育やリトミックに対して、直ぐに実現する事は難しくても、方向付けだけでも伝える事は出来ないだろうか。	

## I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I −4−(1)−① 福祉サービスの質の向上に向けた取組織的に行われ、機能している。	a	年1回自己評価が行なわれ、まとめの内容は全員に周知されている。各イベント終了時にはアンケートが実施され、次回への要望や 反省点は的確に反映される。又、「ご意見箱」も設置されており、 展開ルールに基づき運用されている。
I −4−(1)−② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	自己評価結果に基づく課題は明文化されている。しかしながら、 まとめられた課題を職員間で検討し、計画-実施-評価-見直しと 云った所謂改善のPDCAの展開に結び付いていない為、実質的 に成果を得る動きとはなっていない。

#### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

## Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

$\Pi-1-(1)$ 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ −1−(1)−① 管理者は、自らの役割と責任を職員 に対して表明し理解を図っている。	a	年度初めの職員会議にて、方針と取組に付いて話をしている。職務分掌にて自らの役割・責任に付いて明確にしており、全体に付いても明文化されている。危機管理マニュアルには管理者の役割と責任に付いて、不在時の権限委任等を含め明確化されている。
II −1−(1)−② 遵守すべき法令等を正しく理解する ための取り組みを行っている。	a	市内園長会議や研修に参加し、直接・間接、課題に上った法令に関しては、理解を深めている。研修中に得た情報は、職員会議等で職員に対し周知・説明を行なっている。光化学スモッグ注意報に関しては、対応方法を決め準備している。

		評価結果詳細(こだま虹保育園)		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	Ⅱ -1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
	第三者評価結果	コメント		
II −1−(2)−① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	年1回自己評価が行なわれ、まとめの内容は全員に周知されている。各イベント終了時にはアンケートが実施され、次回への要望や反省点は的確に反映される。又、「ご意見箱」も設置されており、展開ルールに基づき運用されている。現状での一番大きな課題は、利用者の満足度をどの様にしたら上げられるかである。		
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める 取組に指導力を発揮している。	a	人事、労務、財務等に付いては、月次毎開催される園長会議の報告内容となっている為、実績の取り纏めや課題の抽出が行なわれている。日常的に職員の働きやすい環境整備等に付き、4者会議にて検討している。直近では休憩時間の完全確保や年休の100%消化等を推進し成果を上げている。		
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成				
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制	別が整備され	している。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	人員の確保に関しては正職員・地域正職員は法人が主となり進めている。パートに関しては各園で行なっている。若干余裕を持った人員配置(計画)を目指しているが、現状はギリギリの状態。研修に関しては、法人の研修室主体で計画され指名が来る。		
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	期待する職員像は就業規則・法人のグループ理念に明示されている。人事考課制度が策定されており、それに基づき年2回、面談により進捗確認と成果の確認が行なわれている。その際に将来に向けての職員の希望や要望が確認され、又、職員に対しても期待や留意点等が説明される。人事考課の結果は、主には賞与に反映されている。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。				
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	職員の就業状況に関しては、園長会議での報告事項である事から毎月まとめられる。職員のメンタルヘルスに付いては、年1回のストレスチェックや法人内に職員相談室の設置がされている。ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組としては、時間単位の有給休暇の取得・年2回の自己申告シートの提示・月毎に決められたクラス順にシフトの優先決定が出来る仕組等がある。福利厚生として、リロクラブや埼玉県共助会への参加がある。		

II - 2 - (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II −2−(3)−① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	いる。人事考課制度(目標管理)が策定されており、それに基づき年2回、面談により進捗確認と成果の確認が行なわれている。その際に将来に向けての職員の希望や要望が確認され、又、職員に対しても期待や留意点等が説明される。人事考課の結果は、主には賞与に反映されている。
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	期待する職員像は就業規則・法人のグループ理念に明示されている。本部より案内される階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等と合せ、行政からの案内を基に研修計画が策定されている。 研修計画やカリキュラムの見直しは行なっていない。
II −2−(3)−③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等は記録されている。新任職員の研修に付いては、OJT方式は行なわれていない。階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等に付いては、法人の研修室からの案内に基づき実施される。外部研修に付いては、平等に行けているかを見ながら、回覧方式で案内し希望があれば検討する。

期待する職員像は就業規則・法人のグループ理念に明示されて

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ -2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢を明文化している。実習生対応マニュアルにオリエンテーションの内容を含め、明文化されている。学校含め確認された実習プログラムをおしている。

## Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報 公開が行われている。	b	HPで情報公開を行なっているが、事業計画・事業報告・予算・決算情報等の公開はされていない。 苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況等は公開できる部分に付いては公開している。 理念・基本方針やビジョン等に付いて、社会・地域に対して明示・説明し、法人(福祉施設・事業所)の存在意義や役割を説明する様な活動は行なっていない。
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・ 運営のための取組が行われている。	a	事務、経理、取引等に関するルールは経理規程に明示されている。これに関わる権限・責任に付いては、職務分掌に規定されている。公認会計士の監査が定期的に行われており、会計以外の部分に付いても指導や指摘を受けている(例:集金袋の運営方法改善等)。法人監事による内部監査も併せて定期的に行われている。

#### Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II −4−(1)−① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域との関わり方に付いて基本的な考え方を全体的な計画に明示している。地域の情報に付いては、掲示板の利用等で利用者に提供している。老人介護施設より月1回、訪問して貰い交流を図っている。

## 評価結果詳細(こだま虹保育園)

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ -4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本 姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティア受入マニュアルに基本姿勢を明示している。学校教育への協力としては近隣中学校より職場体験の受入れを実施している。マニュアルに登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されている。
$\Pi - 4 - (2)$ 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ -4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会 資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われ ている。	a	戸田市で作成している冊子「子育て応援ブック」に当該地域の関係機関・団体等がリスト化されている。市内園長会議に定期的に参加し、情報を共有し問題解決を図っている。又、障害児受入れ問題等に関しても解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。虐待等権利侵害の対応に付いては、市への通報義務を負っており、児相等からの要請に対応する仕組となっている。
$\Pi - 4 - (3)$ 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ -4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b	未就園児向けに保育園で遊ぶ会を月1,2回開催している。その他、地域住民を対象に歯科医によるブラッシング指導会を行なっているが、相談支援事業は行なっていない。毎月施設として防災訓練を行なっているが、地域防災訓練は開催日が休日である為、参加していない。地域のこども祭の際に駐車場を貸し出し協力している。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	b	市役所との連携に基づき、9連休の際には学童の受け皿作りに協力して欲しいとの要望があり準備をしたが、子供の人数が少なかった為に実施には到らなかった。市内会議にて民生委員・児童委員と情報交換は行なっている。相談支援事業は行なっていない。

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

## Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	•	
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供 について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	保育課程(全体的な計画)に於いて基本的な方針は明示しており、 年1回の評価・見直しも行なっている。倫理綱領や就業規則に懲 罰規定も含めて規定されている。全体的な計画を標準的な実施 方法として捉え、マニュアル的な位置付けとして使用されている。 全体的な計画に明示されている。記述のない基本的人権への配 慮を具体的にどの様に表現して行くのかは今後の課題ではない か、子供が互いを尊重する心を育てる為の具体的な取組をもう一 度検討してみてはどうかと感じる。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利 擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	就業規則にプライバシー保護に関して規定されており、マニュアルとしても対応している。虐待防止マニュアルは策定されており、職員に周知されている。利用者のプライバシー保護や虐待防止に関する知識・社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等は職員は理解している。設備的な対応に付き、パーテーションで着替える場所を分けたり、トイレに仕切を設置したり、プライバシーに配慮した対応が図られている。しかし、保護者等にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を案内や周知はしていない。
III - 1 - (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自	己決定)が通	<b>適切に行われている。</b>
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	分かりやすく園を紹介したパンフレットを市役所に配置している。 入園希望者にはパンフレット等での情報提供を行なっており、見 学に付いても随時受けている。体験入所、一日利用等の希望に 付いては、一時保育で対応している。パンフレットは年度毎見直さ れる。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	サービス開始・変更時の福祉サービスの内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重し書面で確認を行なっている。図や絵で表現し分かりやすく編集された利用の手引きや重要事項説明書を用い説明している。意思決定が困難な利用者への配慮に付いては、個別支援計画の中で対応している。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	基本的に、新設園である為、今後の対応となるが、福祉サービス の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が 生じないように配慮される。学校へは引継文書として記録の提出 を予定している。又、相談関連に付いては、通信アプリ「コドモン」 を介して常時通信可能となっている。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	行事後にアンケートをお願いし、その結果をフィードバックすると 共に次の行事への改善点の参考としている。その他、利用者への 個別の相談面接や聴取、利用者懇談会が、利用者満足を把握す る目的で定期的に行われており、懇談会に於いて、アンケート結 果から出た改善点を検討する事で、利用者を含めての改善提案 となっている。
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、 周知・機能している。	a	苦情解決責任者・苦情受け付け担当者・第三者委員を設置している。苦情に付いては重要事項説明書に明記し入園の際に説明すると共に公開している。ご意見箱を設け保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。内容は記録が適切に保管され、申し出者にはフィードバックされると共に同意をもって公表もされている。内容的に標準的実施方法にした方が良い様な案件が発生すれば変更される。

## 評価結果詳細(こだま虹保育園)

	第三者評価結果	コメント
	a	相談や意見に付いては、基本的に通信アプリ「コドモン」を介して常時通信可能となっている。発信先として、市や県の相談窓口も紹介されており、相談や意見を申し出し易い環境が整っている。相談スペースは2階多目的室を利用している。
	a	基本的に仕組として当園の場合、「苦情・相談」窓口としており、苦情対応の仕組で相談の内容も含み、システムとしている。依って、苦情の仕組で全て対応できる事として評価した。苦情の仕組同様、内容的に標準的実施方法にした方が良い様な案件が発生すれば全体的な計画が変更される。
-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組	l織的な取組	が行われている。
	a	防災・防犯委員会の設置がされており、事故発生時の対応と安全確保に付いて、マニュアルが策定されており、職員に周知している。委員会中心にヒヤリハットのデータ収集と要因分析・発生時間/場所の分析等を行ない、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。委員会により安全確保に関する内部研修も行なわれ、年度のまとめを行なう中で評価・見直しも行なわれている。
	a	看護師を中心に園内研修を行なっている。各種感染症マニュアルが策定されており、保健だよりを作成し感染症に関する情報を発信している。感染症の予防策が適切に講じられている。又、感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。対応マニュアルは都度変更の必要があれば見直しを行ない保護者への情報提供も適切に行なわれている。
	b	防災計画に基づき月1回の避難訓練を行なっている。食料や備品類等の備蓄品の把握も行なっている。災害時の対応の中で安否確認の方法が決められている。BCP(事業継続計画)の検討は現在の所、進んでいない。防災訓練は園単独で行なわれており、地域防災訓練には参加していない。
	1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすいを整備し、利用者等に周知している。 1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、的かつ迅速に対応している。 -(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組し、(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供をとするリスクマネジメント体制が構築されている。 1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用安全確保のための体制を整備し、取組を行っているの取組を組織的に行っている。	1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすいを整備し、利用者等に周知している。 1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、おかかつ迅速に対応している。 -(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組して(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供をとするリスクマネジメント体制が構築されている。 1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のり取組を組織的に行っている。  b

## Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。					
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な 実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b	保育課程(全体的な計画)を基に年間カリキュラム、月案作成をしている。標準的な実施方法としてマニュアル的にも使用され、年1回評価・見直しが行なわれている。週案/月案からも改善点が上がれば都度改訂され、画一的な内容で終始する訳ではない。プライバシー保護に関する記述は見受けられない。			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しを する仕組みが確立している。	a	年度の初めに全体的な計画の検証・見直しを行なっている。クラス懇談会に於いて年間の目標を伝えている。年の運営の中で週案/月案段階で取り上げられた改善点に付いては、新計画策定段階で再確認され置き換えられる。			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計	·画が策定さ	れている。			
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉 サービス実施計画を適切に策定している。	a	アセスメントは決められた様式に従い進められる。アセスメント完了段階で課題があれば、職員会議にて関係職員による協議が行なわれる。個別保育計画は0~2歳児に関して策定され、個別のニーズも確認されるが、3~5歳児に付いては、グループ指導が基本となり、ニーズもグループニーズに置き替えられる。個別保育計画策定段階でも課題のある児童に付き協議し、あすなろ学園(児童発達支援センター)の支援を受ける事もある。全体的な計画に基づき保育計画は策定され、年度末に振り返りの機会を設けている。			
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	個別保育計画(0~2歳児は各人毎、3~5歳児はグループ毎)は 全体的な計画に基づき策定され、週案/月案段階でも改善提案 があれば都度改訂されて行く。懇談会や年1回の個別面談等から もニーズの確認がされ、年1回年度末に振り返りの機会を設けて、 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。					
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化さている。	a	毎日の検温(0~2歳児)・月1回の身体測定・年2回の健康診断・年1回の歯科検診を実施し適宜、決められた様式に記録している。日常の生活に付いては、日報/週案/月案等に於いても確認することが出来る。各情報は上長に報告されるが、その際に書き方や記録方法に付いてもチェックを受け、必要に応じ訂正される。情報の分別はせず必要な物は直接手渡している。情報共有はコドモンでも行なわれる。			
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管・保存・廃棄・情報の提供に関する規定を定めている。職員に入職時誓約書の提出を義務付けている。又、懲罰規定は就業規則にも定められている。保護者からも「個人情報取り扱いに関する同意書」の提出を求めている。			

## A-1保育内容

A-1-(1)保育課程の編成		
	第三者評価結果	コメント
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子供の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨を捉えて編成しており、保育所の理念・保育の方針や目標も織り込まれる。又、子供の発達過程や子供と家庭の状況・保育時間・地域の実態などを考慮して編成している。年1回定期的に評価を行ない次の編成に活かしている。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的原	<b>吴開</b>	
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子供が心 地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	居室は過しやすい環境が保たれ、寝具はレンタルを使用し清潔なものを使用している。整理整頓を心掛けている。無駄な物は置かない様、心掛けている。メリハリを付けて、食事スペースと遊ぶスペースを分けている。トイレは見守りの際に死角にならないレイアウトの工夫がされている。
A-1-(2)-② 一人一人の子供を受容し、子供の状態に応じた保育を行っている。	a	子どもの気持ちに寄り添った保育、言葉使いを常に意識している。個人差を記録により把握しながら尊重している。園内研修で不適切な言葉使い等を学習している。せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。
A-1-(2)-③ 子供が基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	複数担任制の為、個人差にも対応でき子どもの主体性を尊重している。まずは自分でやることから始めている。基本的な生活習慣の習得に当たっては、強制することなく、一人一人の子供の主体性を尊重している。大きい子たちには時計を見て行動できる様、指導している。
A-1-(2)-④ 子供が主体的に活動できる環境を整備し、子供の生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	外遊びや散歩の時間を多く設定し、遊びの中から友達との関わり・社会性が身に付く様にしている。極力、外では体を動かす様、援助している。生活と遊びを通して人間関係が育まれるよう援助している。子供たちが友達と協同して活動できるよう援助している。バス等を使用する機会を設け、社会的ルールや態度を身に付けていくよう配慮している。芋掘り等、身近な自然と触れ合うことができるよう工夫している。
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	0歳児とは特に愛着関係を持てる様、同じ職員が関わる様に配慮している。長時間となるので一部畳の場所を作る等の工夫をしている。0歳児でもお誕生近い子とまだ這い這いの子とは差が大きいので、フリーの職員含め複数担任で対応している。0歳児用の連絡ノートは手書きになっており、より詳しく情報提供している。
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	個々のペースに合った関わりを心掛けている。言葉の表現が難しい場合、保育士が仲立ちをし友達とのコミュニケーションを出来る様にしている。庭が広いので探索活動が十分に行えるような環境を整備している。子供が安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。散歩の時には挨拶等で地域の方との関わりを持っている。
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	集団の中で興味・関心のある活動が出来る様、支援している。友達とともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。みんなで何かをする事を重視しながら支援している。子ども達が小学校の連絡会や見学会に参加し、興味が持てる様、配慮している。
A-1-(2)-® 障害のある子供が安心して生活できる 環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	今の所、障害ありと判定された子供はいないが、配慮の必要と思われるお子さんに対し、専門機関へ相談をしている。障害のある子供の状況に配慮した個別保育計画を作成し計画に基づき、子供の状況と成長に応じた保育を行っている。行事の参加等に付いては、都度保護者の意向を確認し対応している。課題が発生した場合にあすなろ学園(児童発達支援センター)の支援を受ける事もある。
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	子どものペースで保育できる様、配慮している。職員の引継は朝 ミーティング・昼札・ボードの活用で行なっている。月案検討段階 から1日の生活を見通してその連続性に配慮し、子供主体の計画 性を持った取組を行なっている。保育時間の長い子供に配慮した 食事・おやつの提供を行っている。
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。子供の小学校の訪問見学会が準備されており、保護者向けには保育士が学校と連絡会を持ち、その内容を懇談会等で案内している。小学校への提出が義務付けられている保育所児童保育要録を作成する。
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子供の健康管理を適切に行っている。	b	保健計画を作成している。保健だより(年4回発行)にて保護者へ情報を発信している。子供の体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。毎朝の確認事項として子供の健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するチラシを保護者に配布し、情報提供を行なっている。職員に対しては園内研修も行なっている。
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に 反映している。	a	健康診断・歯科健診の結果は保護者へ伝えている。又、保健計画に反映させており、職員に周知されている。家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

## 評価結果詳細(こだま虹保育園)

		計画加木計画(に)の私休月图/		
	第三者評価結果	コメント		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子供について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。		アレルギー疾患、慢性疾患等のある子供に付いては、医師の指示書に沿って対応をしている。食事時は食器の色を分けたり朝ミーティングで申し送りをし間違いの無い様に行なっている。職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等に付いて、研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。		
A-1-(4) 食事				
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	食に関する豊かな経験ができる様、食育計画に位置付け取組を 行っている。行事食・クッキング・野菜栽培を行ない、興味・関心を 深めている。乳児はわれない物、幼児はある程度重量のある食器 を使用している。幼児には多く/少なくと云う意思表示が出来る 様、援助している。「苦手な物も1口づつから」と食べられるものが 少しでも多くなるよう援助している。		
A-1-(4)-② 子供がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	残食の調査記録や検食簿をまとめ、月1回献立会議を行ない献立の見直しを行なっている。季節の旬の食材を使用したり地域の食文化や行事食を取り入れ、季節感のある献立となるよう配慮している。調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり子供たちの話を聞いたりする機会を設けている。		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携				
A-2-(1)-① 子供の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	保育参観・1日保育士体験を通して、保育園をよく知って貰っている。又、年2回の懇談会や個人面談等に於いてもコミュニケーションを密にしたり、満足度を確認したりしている。コドモンの導入により、情報交換がし易い環境になっている。		
A-2-(2) 保護者等の支援				
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう 支援を行っている。	a	行事の際、お手伝いボランティアをお願いし、保育士との信頼関係を深める様にしている。相談に常時対応できる様、体制を整えている。保護者の就労等の個々の事情に配慮して、土曜日対応もして相談に応じられるよう取組を行っている。相談を受けた保育士が適切に対応できる様、必要に応じて助言が受けられる体制を整えている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子供の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	虐待等権利侵害の兆候を見逃さない様に、子供の心身の状態、 家庭での養育の状況について把握に努めている。着がえ時に体 を観察し何か気が付けば市役所へ相談をしている。職員に対し て、虐待等権利侵害が疑われる子供の状態や行動などをはじめ、 虐待等権利侵害に関する理解を促す為、内部研修を行なってい る。虐待防止マニュアルが策定されており、職員に周知されてい る。		

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	自己評価結果に基づく課題は明文化されている。しかしながら、 まとめられた課題を職員間で検討し、計画-実施-評価-見直しと 云った所謂改善のPDCAの展開に結び付いていない為、実質的 に成果を得る動きとはなっていない。